

宮城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間)

平成30年6月29日公表

平成30年10月2日一部変更

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、定置漁業、かじき等流し網漁業等により漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずるものとする。
- 4 また、本県の知事管理量の適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について宮城県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	23.8トン	うち2.4トンを留保とする。
くろまぐろ 30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	12.9トン	うち1.3トンを留保とする。

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	2.8トン
本県の定置漁業の割当量	18.6トン

上表中、本県の定置漁業の割当量については、協定に基づく漁獲枠の個別配分による管理を実施する。

また、本県の漁船漁業等の割当量については、3月間別の数量を定め、3月間別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	2.8トン
うち30年7～9月	0.3トン
10～12月	2.0トン
31年1～3月	0.5トン

なお、各期間の末日までに消化されていない配分量（以下「残枠」という。）がある場合は、残枠の1割を本県の留保とした上で、残枠から当該留保を減じた量を翌期間の割当量に加えるものとし、当該期間の漁獲量が確定次第、残枠を加えた翌期間の割当量を本県の漁業者等に通知する。

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

(1) 各漁業者は急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

- ・1隻/1ヶ統あたり500キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

区分	支所の段階	漁業協同組合の段階	本県
宮城県漁業協同組合	各漁業者は支所に電話連絡	支所は本所指導部に電話連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・本所指導部/漁協/各漁業者は本県水産業基盤整備課にメール/FAX連絡 ・本県は送信者に受信連絡
牡鹿漁業協同組合		各漁業者は漁協に電話連絡	
塩釜市漁業協同組合			
近海底曳網漁業協同組合			
員外漁業者			

各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3) (1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

- ・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の連絡。
- ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流。

(4) 本県は、1日0.8トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量（留保の数量を除く）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の（1）の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の（1）の公表とする。

3 早期是正措置

本県は前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講ずるものとする。

(1) 漁船漁業等

- ① 漁船漁業等の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制を実施する。
 - ・ これらの措置の実施を助言する。併せて所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ② 漁船漁業等の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 生存個体の全数放流に努める。
 - ・ くらまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとする。
 - ・ これらの措置の実施を指導する。併せて所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ③ 漁船漁業等の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 生存個体の全数放流を実施する。
 - ・ くらまぐろの採捕は原則行わない。
 - ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 定置漁業

- ① 定置漁業の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 網起こし回数の抑制を実施する。
 - ・ これらの措置の実施を助言する。併せて所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ② 定置漁業の数量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 生存個体の全数放流に努める。
 - ・ くらまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとする。
 - ・ これらの措置の実施を指導する。併せて所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ③ 定置漁業の数量の9割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 生存個体の全数放流を実施する。
 - ・ くらまぐろの採捕は原則行わない。
 - ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- (3) 協定の参加者は協定による管理を優先し、これらの管理によっても採捕の数量が積みあがる

際は早期是正措置を実施する。

4 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

2 本県の採捕の数量が第3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

期間別の数量である3月間別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは当該月間別ごとに採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、採捕の種類別又は期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

3 我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における当県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

4 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令が出された際は、本県の水面での遊漁者に対し、当県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

5 第2管理期間の本県の漁獲枠の超過量については、第3管理期間以降の漁獲枠から差し引くこととしているが、第3管理期間の漁獲枠の残量をこれに充当することから、各管理期間の差引き量は以下のとおりとする。なお、算出方法については別紙に示した。

第2管理期間の漁獲枠の超過量 : 36.3トン

第3管理期間の差引量 : 10.6トン

第3管理期間の漁獲枠の残量の充当量 : 22.5トン

第4管理期間の差引量 : 3.2トン

(別紙) 第2管理期間の漁獲枠の超過量の差引量 (第5の5関係)

第3管理期間の期首において、第2管理期間の漁獲枠の超過量36.3トンについては、第2管理期間における本県の漁獲枠の2割を上限として第6管理期間までの4年間にわたって分割して差し引くこととした。

	第2管理期間	第3管理期間	第4管理期間	第5管理期間	第6管理期間
差引量 (第3管理期間期首)	0トン	10.6トン	10.6トン	10.6トン	4.5トン
差引き後漁獲枠	52.9トン	42.3トン	42.3トン	42.3トン	48.4トン

第4管理期間の期首においては、第4管理期間が9か月間であることから、漁獲枠超過量の差引量及び漁獲枠を9ヶ月分に按分し、それぞれ5.4トン、21.6トンとした。

	第2管理期間	第3管理期間	第4管理期間 (9ヶ月分)	第5管理期間	第6管理期間
差引量 (第4管理期間期首)	0トン	10.6トン (差し引き済)	<u>5.4トン</u>	10.6トン	<u>9.7トン</u>
差引き後漁獲枠	52.9トン	42.3トン	<u>21.6トン</u>	42.3トン	<u>43.2トン</u>

その後、第3管理期間の漁獲枠の残量が23.1トンに確定したことから、残量はまず第5管理期間の差引量10.6トンと第6管理期間の差引量9.7トンに充当し、第5、6管理期間の差引量を0とした。残りの2.8トンに上乗せ割合※の0.79を乗じて算出した2.2トンは、第4管理期間の差引量5.4トンから減じ、第4管理期間の差引量を3.2トン、漁獲枠を23.8トンとした。

	第2管理期間	第3管理期間	第4管理期間 (9ヶ月分)	第5管理期間	第6管理期間
差引量 (漁獲枠の残量充当後)	0トン	10.6トン (差し引き済)	<u>3.2トン</u>	<u>0トン</u>	<u>0トン</u>
差引き後漁獲枠	52.9トン	42.3トン	<u>23.8トン</u>	<u>52.9トン</u>	<u>52.9トン</u>

※上乗せ割合：第4管理期間の上乗せ原資（全都道府県の第2、3管理期間の超過量の差引量の合計と、沖合漁業の第3管理期間の超過量の差引量）を、全都道府県の上乗せ希望数量で除して算出した割合。